

参考 計 2 ー (2)

火山調査研究推進本部政策委員会総合基本施策・調査観測計画部会 調査観測計画検討分科会運営要領

令和 7 年 5 月 15 日
火山調査研究推進本部
政 策 委 員 会
総合基本施策・調査観測計画部会
調査観測計画検討分科会

(開催及び招集)

第 1 条 火山調査研究推進本部政策委員会総合基本施策・調査観測計画部会調査観測計画検討分科会(以下「分科会」という。)は、必要に応じ開催し、調査観測計画検討分科会主査(以下「主査」という。)が招集する。

(意見の聴取)

第 2 条 主査は、分科会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

(分科会の公開等)

第 3 条 分科会は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認めた場合には、全部又は一部の議事を非公開とすることができる。

2 分科会の会議資料及び議事要旨を公開する。ただし、主査が必要と認めた場合には、非公開とした議事に係る会議資料及び議事要旨については、非公開とすることができる。